

# 令和8年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託仕様書

## 1 委託事業名

令和8年度重信川サイクリングロード魅力体験事業

## 2 目的

子育て世代をはじめとした地域住民に対し、重信川サイクリングロードの魅力について実際に体験する機会を提供することで、身近な「余暇の定番スポット」として定着を図り、ロードの更なる利用促進及び周辺地域の活性化につなげることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

## 4 事業の実施主体

重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）  
（事務局：愛媛県中予地方局地域政策課）

## 5 主なターゲット

重信川サイクリングロード周辺地域（松山市、東温市、松前町、砥部町等）に在住する、子育て世代をはじめとした地域住民を主なターゲットとする。

なお、ターゲットの具体的な内容については、受託者が各種現状分析を行い、これらを基礎資料として、実行委員会と受託者で協議の上、決定する。

## 6 事業内容

2の目的を達成するため、次に掲げる事業を効果的・効率的に実施すること。

### （1）松山市中心部（石手川）発着サイクリング体験イベントの企画・実施

#### ① 基本的な業務内容

##### ア イベント内容の企画

国土交通省のかわづくり支援制度に登録されている「石手川かわまちづくり」計画に基づき、令和8年度中に石手川右岸の管理用通路が整備される予定であることから、松山市中心部から重信川サイクリングロードへサイクリスト等を誘引するため、石手川サイクリングロードを出発して重信川サイクリングロードのスポットを巡るサイクリングイベントを企画、実施すること。

##### イ 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・参加者等との連絡調整

##### ウ 参加者の募集・管理

##### エ 当日の会場設営

##### オ 当日の運営、進行管理（参加者の安全管理、トラブル発生時の対応を含む）

##### カ イベント実施に必要な自転車及びヘルメットの調達・運搬

#### ② 実施日程

ア 石手川右岸の管理用通路整備後の土日祝日のいずれか1日で実施すること。

イ 雨天等で実施できない場合を考慮し、あらかじめ予備日を設けること。

なお、雨天が続く等、予定どおり実施できないやむを得ない理由がある場合には、別途、実行委員会と協議のうえ、実施方法を決定するものとする。

③ 実施場所

石手川沿い及び重信川サイクリングロード周辺

④ 参加者数

100名程度

⑤ 保険への加入について

参加者保険等（来場者用傷害保険等）に加入するなど事故等への対応に万全を期すること。

なお、イベント実施に係る人的・物的損害については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

⑥ 効果検証

ア 参加者を対象にアンケート調査を実施し、実績・成果を取りまとめること。

イ アンケート調査の内容は、事前に実行委員会と協議すること。なお、以下の項目は必ず設けること。

- ・広告効果を把握するため、参加者が本イベントを認知した広告を調査すること。
- ・本イベントを通じて、重信川サイクリングロードの今後の利用希望を調査すること。

⑦ その他

ア 完走者には記念品の贈呈を検討すること。

イ 石手川右岸の管理用通路整備が令和8年度内に完成しない場合には、代替イベントについて検討すること。

## (2) テーマ設定型サイクリングで交流・仲間づくりイベントの企画・実施

① 基本的な業務内容

ア イベント内容の企画

初心者層が継続して重信川サイクリングロードを楽しめるきっかけをつくり、新規利用者増による更なる利用促進を図るため、テーマを持たせてサイクリングを行い、仲間づくりができるイベントを企画、実施すること。

イ 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・参加者等との連絡調整

ウ 参加者の募集・管理

エ 当日の会場設営

オ 当日の運営、進行管理（参加者の安全管理、トラブル発生時の対応を含む）

カ イベント実施に必要な自転車及びヘルメットの調達・運搬

② 実施日程

ア 10月～12月で、集客が見込まれる土日祝日のいずれか1日で実施すること。

イ 本イベントを2回程度、実施すること。

ウ 雨天等で実施できない場合を考慮し、あらかじめ予備日を設けること。

なお、雨天が続く等、予定どおり実施できないやむを得ない理由がある場合には、別途、実行委員会と協議のうえ、実施方法を決定するものとする。

③ 実施場所

重信川サイクリングロード周辺

④ 参加者数

20～30 名程度/回

⑤ 保険への加入について

参加者保険等（来場者用傷害保険等）に加入するなど事故等への対応に万全を期すること。

なお、イベント実施に係る人的・物的損害については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

⑥ 効果検証

ア 参加者を対象にアンケート調査を実施し、実績・成果を取りまとめること。

イ アンケート調査の内容は、事前に実行委員会と協議すること。なお、以下の項目は必ず設けること。

- ・広告効果を把握するため、参加者が本イベントを認知した広告を調査すること。
- ・本イベントを通じて、重信川サイクリングロードの今後の利用希望を調査すること。

**(3) 石手川周辺も含めたサイクリングマップの作成**

① 基本的な業務内容

ア 令和8年度中に石手川右岸の管理用通路が整備される予定であることから、松山市中心部から重信川サイクリングロードへサイクリスト等を誘引するため、現在作成している重信川サイクリングロードのマップの範囲を拡大し、石手川周辺も含めたマップを作成すること。

イ マップは、撥水性・耐水性に優れた紙媒体及びデジタル媒体で作成すること。

ウ 英語版を作成すること。

エ サイクリストが持ち運びしやすいサイズで作成すること。

② 部数

4,000 部程度

③ 配布先

関係4市町（松山市、東温市、松前町、砥部町）、サイクルオアシス、行政関係機関、観光関係団体、大学、ロード周辺施設等

**(4) シェアサイクルの利用促進**

① 基本的な業務内容

ア 情報発信の企画

ロード周辺のシェアサイクルについて、初心者層の利用促進を図るため、インフルエンサー等を活用した情報発信を行うこと。

イ 発信する媒体は、「5 主なターゲット」が頻繁に利用するものであること。

ウ 動画による投稿を1以上発信すること。

エ 撮影する場合、準備から撮影当日までの関係機者等との連絡調整、当日の運営、進行管理（安全管理、トラブル発生時の対応を含む）、ヘルメットの調達・装着を行うこと。

## (5) 広 報

### ① 基本的な業務内容

次のア～ウの内容を広く周知するため、最適な方法を検討し、提案すること。

なお、

ア 松山市中心部（石手川）発着サイクリング体験イベントの告知

イ テーマ設定型サイクリングで交流・仲間づくりイベントの告知

ウ シェアサイクルの周知

### ② 発信方法

発信方法によって、以下の点を満たすこと。

ア デジタル広告の実施

(ア) 最適な配信ターゲット・広告の種類及び媒体・広告の遷移先・配信期間を具体的に提案すること。

(イ) 計測可能な数値目標（CV、クリック数（率）等）を媒体ごとに設定し、提案すること。

(ウ) 上記の数値目標の進捗にあわせて、配信期間中に実施方法の改善を図ること。

(エ) 上記の実施方法に応じて、広告クリエイティブを制作すること。

(オ) 本業務の実施にあたっては、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を遂行すること。

イ SNSを活用した広報

(ア) Instagram のインフルエンサーによる告知など、効果的な方法を検討し、提案すること。

ウ ポスター・チラシの作成・配布

(ア) 重信川サイクリングロードが、誰でも気軽にサイクリングを楽しめ、「余暇の定番スポット」として魅力的であることが伝わるデザイン、内容とすること。

(イ) シェアサイクルを活用した重信川サイクリングロードの楽しみ方を周知すること。

(ウ) ポスターはA 2（カラー）、チラシはA 4 両面印刷（カラー）とすること。

(エ) ポスター・チラシの部数及び配布先については、上記ア、イとのバランスや相乗効果に配慮して提案すること。

## 7 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な事業内容について、実行委員会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して実行委員会に提出すること。

(2) 委託事業完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、実行委員会の検査を受けること。

(3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 実行委員会は、事業実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 8 再委託の可否

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて実行委員会に提出し、承諾を得なければならない。

## 9 秘密保持

- ①本事業に関し、受託者から実行委員会に提出された計画書等は、本事業以外の目的で使用しない。
- ②本事業に関し、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本事業で知り得た事業上の秘密を保持しなければならない。

## 10 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、実行委員会に協議すること。

## 11 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、協議会に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、協議会での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、協議会が認めた場合を除き、成果物にかかる著作者人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

## 12 成果品

### (1) 提出物

- ① 業務実施報告書（A 4 判）データ 1 ファイル 紙 1 冊
- ② 発信内容や分析結果を分析した報告書データ 1 ファイル 紙 1 冊
- ③ 業務の遂行過程で作成したデータ一式（写真：jpeg、動画：mp4 等）
- ④ その他 協議会が業務の確認に必要と認める書類

(2) 提出場所

〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地  
重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会  
(事務局：愛媛県中予地方局地域政策課)  
電話：089-909-8751(直通)  
E-mail：chu-seisaku@pref.ehime.lg.jp

(3) 提出期限

令和9年3月26日(金)

### 13 その他

- (1) 本事業に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、実行委員会と受託者双方合意の上、決定する。
- (2) 事業の実施にあたっては、実行委員会と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (3) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- (4) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。